

御書の系年研究（その4）

——太田抄、曾谷抄を中心に——

若 江 賢 三

はじめに

- 1 <370>太田殿女房御返事の再検討
- 2 <285> 太田左衛門尉御返事の検討
- 3 <159>大田殿許御書の検討
- 4 <170>曾谷入道殿許御書の系年
- 5 <339>曾谷殿御返事の再検討
- 6 <171>曾谷入道殿御返事の系年
- 7 <430>菴三枚御書の再検討

むすび

はじめに

本稿では、太田、曾谷関係の遺文を中心とした系年研究をする。まず、前号¹⁾において弘安元年と推測した昭和定本番号<370>（以下同じく<>内は定本番号）太田殿女房御返事について修正し、続いて弘安元とされてきた<285>太田左衛門尉御返事の系年検討をし、これとの関連から、太田氏に与えられた三大秘法抄の系年についても確認する。続いて<170>曾谷入道殿許御書、<171>曾谷入道殿御返事の系年を考察し、さらには<339>曾谷殿御返事について再考し、関連する諸御書の系年を併せて検討する。最後に前々号²⁾において弘安5年とした<430>菴三枚御書の系年を再検討し、修正を加えたい。

1 <370>太田殿女房御返事の再検討

前稿³⁾において筆者は<370>太田殿女房御返事を弘安元年7月2日のものと推定した。しかしながら、小林正博氏⁴⁾の指摘する通り、真蹟の花押からは、弘安3年でなければならない、とするのを認めなければならないと思われる。以下にその内容からの理由を述べておく。

前稿では、弘安元年の飢饉は7月に入って数日後から始まったと推測し、7月2日に太田夫人より1石の米の供養があり、その供養が大変であったということに触れられていないことの理由として考えた。しかし、7月7日付けの<299>種種物御消息に

たうじ(当時)はあめはしの(篠)をたて、三月にをよび、かわ、まさりて九十日。やまくづれ、みちふさがり、人もかよはず、かつて(糧)もたへて、いのちかうにて候いつるに、このすずのものたまわりて法華經の御こへをもつぎ、釈迦仏の御いのちをもたすけまいらせ給ひぬる御功德、ただをしはからせ給ふべし。

とあり⁵⁾、7月7日の時点で飢饉があったことは確かであるが、その数日前から急にそうした状況への変化があったと見るにはやはり無理がある。飢饉をもたらした要因は長雨であり、それは既に丸3ヶ月も続いていたからである。この執筆の日を40日ばかり遡る5月24日付け<290>南条殿女房御返事⁶⁾には、米2俵の供養を記したあと

山といひ、河といひ、馬といひ、下人といひ、かたがた艱難のところ、度度の御志申すばかりなし。

とあり⁷⁾、この5月末の時点より、身延にあっては既に食糧が入手困難な状況にあったことが窺えるのである。では5月から飢饉になっていたかということ、そうではない。閏10月12日付け<314>上野殿御返事には

今年の寒温、時にしたがひて、五穀は田畠にみち、草木はやさん(野山)におひふさがりて堯舜の代のごとく、成劫のはじめかともへて候しほどに、八、九月の大雨大風、日本一同に不熟。

とある⁸⁾。弘安元年（=建治4年）は春より気候が良く、麦等の収穫もよかったと見られる。ところが、長雨に見舞われ、7月7日以降、一旦は晴れ間も見られたと思われるが、8月以降、再度大雨があり、これに大風も加わり、ことにこの年の米の収穫が厳しかったと思われる。なお、7月8日付けの<300>時光御返事に

今年は疫病と申し、飢渴と申し、とひくる人々もすくなし。たとひやまひなくとも、飢エて死事うたがひなかるべきに、麦の御とぶらい金にもすぎ珠にもこえたり。

とあり⁹⁾、飢渴とはいえ、七月の時点ではまだ麦等を手に入れる手段として塩の蓄えがあったようであるが、9月19日付け<306>上野殿御返事では

七月などはしほ（塩）一升をぜに（銭）百・しほ五合を麦一斗にかへ候しが、今はぜんたいしほなし。何を以てかかうべき。

とあり¹⁰⁾、9月頃はさらに深刻さの度が増していた。しかし、9月より振り返った7月の時点では、麦と米の価格が1対2程度であったと思われ、まだ危機とまではなっていなかった。以上の諸御書からは、6月頃から徐々に飢渴の度が増して行き、7月の初旬から中旬にかけて徐々に深刻な状況に陥っていたのではないかと推測される。

従って、7月2日の時点で2斗の米が太田氏より届けられ、その供養について特にコメントがなかったということは、<370>太田殿女房御返事が弘安元年ではなかった、という蓋然性が高く、これに加えて花押が弘安3年に該当するとすれば、本抄が弘安3年であったことはほぼ確定的といえるであろう。「八木一石」の供養を記す<308>大田殿女房御返事が弘安2年のものであることは動かせず、また弘安4年の7月はやせ病の故に、日蓮は消息の執筆が困難な状況にあったからだ。よって、本抄の系年にふさわしい年は弘安3年を除いては考え難い。記して前稿を訂正する。なお、弘安3年の7月2日には、本抄の他にも、<372>上野殿御返事、及びさらに長文の<371>千日尼御返事を執筆しており、驚くばかりの筆のスピードであったことが分かる。

2 <285>太田左衛門尉御返事の系年

本抄は弘安元年(4月23日)の執筆とされ、異論はなかったが、そこには問題がある。本抄中に57の厄年を迎えた太田氏に対して日蓮は、「御辺は(中略)木性(もくしょう)の人にて渡らせ給へば」と述べている。木性は甲(きのえ)または乙(きのと)の年に生まれた人のもつ性向と考えらる。因みに火性は丙(ひのえ)・丁(ひのと)、土性は戊(つちのえ)・己(つちのと)、金性は庚(かのえ)・辛(かのと)、水性は壬(みずのえ)・癸(みずのと)である。もし本抄が弘安元年の執筆であれば、その遡ること57年前の年は壬午(みずのえうま)であり、木性に当てはまらないのである。

そこで本文の内容から執筆時を探らねばならない。

貴辺は日来は此等の法門に迷ヒ給ヒしかども、日蓮が法門を聞ヒて、賢者なれば本執を忽チに翻へし給ヒて、法華経を持ち給フのみならず、結句は身命よりも此経を大事と思食す事、不思議が中の不思議也。

とある¹¹⁾。これは、一見すると、かつて日蓮の法門を聞いて初めて日蓮に帰依した時点から、太田氏はずっと純粋な信仰を貫き、法華経を自身の命よりも大事に思う信心が確立していたという内容を述べているようであるが、それでは何故それが「不思議が中の不思議」なのか。実は、後述するように、太田入道は、かつて日蓮から謗法について指摘を受け、厳しい指導を受けたことがあるのである。

さて、上記の内容の理解の上で問題となるのは、太田入道が日頃迷っていたという「此等の法門」とは何か、ということである。これは文脈を正確に理解することによって明らかになるはずだ。その直前には

此方便品と申すは迹門の肝心也。此品には仏、十如実相の法門を説キて十界の衆生の成仏を明し給へば、舍利弗等は此を聞ヒて無明惑ヲ断シ真因ノ位ニ叶フのみならず、未來華光如来と成りて、成仏の覚月を離垢世界の暁の空に詠ぜり。十界の衆生の成仏の始は是也。当時の念仏者・真言師の人人、成仏は我依経に限れりと深く執するは、此等の法門を習学セ不して、

未顕真実の経に説く所ノ名字計りなる授記を執する也。

とある¹²⁾。「此等の法門を習学せずして」という内容は方便品の十如实相の法門であり、これによって二乗である舍利弗に記別が与えられて真に十界の衆生の成仏を明らかにし得たという、その法門を指していることは確かである。その後、富木氏に与えた5月17日づけの<335>四菩薩造立抄には

御状に云く、太田方の人々一向に迹門に得道あるべからずと申され候由其聞工候。是は以テの外の謬也。

とある¹³⁾。これは「太田方の人々」が迹門不得道ととんでもない事を唱えていた、という厳しい評価である。前掲の太田抄とこの四菩薩造立抄との間のギャップには誰も違和感を覚えるのではないか。上記の「太田方の人々」が具体的に誰々を指すかは不明であるが、迹門不得道の源が太田左衛門本人であったことはほぼ疑いない。日蓮は、富木氏を通じてその謗法を譴責したと見られる。もし、太田氏に、入信した当初より一貫して「身命よりも此経を大事と思食す」だけの深く純粋な信仰心があったのだとするならば、法華経の一部である迹門を不得道として排斥するという発想が何故生じたのか、ということが疑問となる。四菩薩造立抄と同じく富木氏に与えた<199>観心本尊得意抄には、太田入道と親しい曾谷教信が、迹門不得道として、迹門を読むべきではないとする見解を懐いていたことが記され

抑モ今ノ御状ニ云ク、教信ノ御房、観心本尊抄ノ未得等ノ文字ニ付テ、迹門を読まじと疑心の候なる事、不相伝の僻見にて候歟。去ル文永中ニ此書の相伝は整足して貴辺ニ奉り候しが、其通りを以て御教訓有る可く候。

とある¹³⁾。太田入道は、曾谷氏と共に曾谷入道殿許御書を贈られており、盟友であったはずである。彼も共に迹門について、読むべきではない、という見解を懐いていた。その太田左衛門尉も、その謗法を日蓮より指摘されたことがある。建治年間に記されたとされる<197>太田入道殿御返事に

此禅門ノ悪瘡ハ但謗法ノ一科ナリ。所持ノ妙法ハ月愛ニ超過ス。豈ニ輕瘡ヲ癒シテ長寿ヲ招カザランヤ。

とある¹⁴⁾ のがそれである。軽度ではあったが、悪瘡が生じて、これが謗法の故、

と厳しく指摘された。この時点での太田氏の謗法の内容は不明であるが、彼が最初から一貫して純粋な信仰を貫いたわけではないという事実は重要である。さらに文永8年に曾谷入道、金原法橋と共に与えられた<89>転重輕受法門には

不輕菩薩の悪口罵詈せられ、杖木瓦礫をかほるも、ゆへなきにはあらず。
過去の誹謗正法のゆへかともみへて、其罪畢已と説れて候は、不輕菩薩の難
に値ゆへに、過去の罪の滅スルかともみへはんべり。

とある¹⁵⁾。過去に謗法を犯したことに對する誠めでもある。ともかく、謗法を指摘した<197>太田入道殿御返事等に比べると、<258>太田左衛門尉御返事では、太田氏の全身を包み込むが如く暖かい指導がなされ、しかも太田氏の法華經の信仰の厚さに対する高い評価が記されているのである。

これについては、次のように解さなければならないのではなからうか。即ち、迹門不得道という自己流の見解を懷いた太田氏に對して、その報告を受けた日蓮よりの厳しい叱責があり、太田氏は反省し、深く心に期するところがあったのではないか。その故に、なみなみならぬ強い信仰心が確立した。その見事なる豹変ぶりを指して「不思議が中の不思議也」と日蓮が評したのではないか。こうして、ゆるぎなき信仰の姿勢を確立した太田氏が、その後、厄年を迎えて身心の不調を訴えてきた。その太田氏であったからこそ、日蓮は、かつての謗法の指摘とは打って変わって、この上なく暖かく激励したのではないか。

このように理解すると、本抄の執筆は、太田氏の誤りを指摘した四菩薩造立抄よりも後でなければならない。では、四菩薩造立抄の執筆はいつであったか。同抄は従来弘安2年とされてきたが、系年確定のための重要な手がかりとして「日本国に数万の寺々を建立せし人々も」という記述¹⁶⁾がある。前稿¹⁷⁾で考察したように、弘安2年11月以前では日本の寺院の数が「十七万」と認識されており、弘安3年1月以降は「一万一千」と改められた。では、「数万の寺々」という表現は弘安3年より前なのか後なのか。

ところで、弘安元年9月執筆の<307>本尊問答抄には「日本国中に数十万の寺社あり。」とあり¹⁸⁾、寺院数を「数十万」と記している。これに比べると四菩

薩造立抄でいうところの「数万の寺々」明らかに1桁違うのである。したがって、四菩薩造立抄は弘安3年以降の認識を示す「一万一千」余という寺院数に基づいて「数万」と記したと見られるであろう。このことは、同抄が弘安3年の1月以降に執筆されたという事実を物語る（次稿に詳論予定）。

四菩薩造立抄の執筆が弘安3年（5月17日）であれば、太田左衛門尉御返事はそれ以降であるから、それは弘安4年か5年になる。そこで弘安4年及び5年から57年を遡るならば、それは元仁二年＝嘉禄元年（＝1225年＝乙酉）及び同二年（＝丙戌）ということになる。そして太田氏は「木性の人」であったのだから、きのえ（甲）またはきのと（乙）の年の生まれでなければならず、その生年として嘉禄二年は排除され、彼が生まれたのは元仁2年の乙酉（きのととり）の年であったことになる。よって、太田左衛門尉御返事の執筆は、彼が57歳の弘安4年4月であったと確定するのである。四菩薩造立抄よりほぼ1年後である。恐らくは、迹門不得道が邪義であることを指摘されて反省した太田氏は、以前にも増して法華経への信仰を深めたであろう。かつて「人ノ地ニ倒レテ還テ地ニ從リテ起ツカ如シ。故ニ正ノ謗ヲ以テ邪ノ墮ヲ接ス」と¹⁹⁾指導を受けた彼が、日蓮よりの期待に応えて、確実に自己変革を遂げたのであろう。これが上記の「結句は身命よりも此経を大事と思食す事、不思議が中の不思議也。」という評価となり、また暖かな激励となったと見られるのではなかろうか。

<361>三大秘法抄の系年

次に、弘安4年4月8日付けで太田氏に与えられたとされるのが<361>三大秘法抄である。筆者は前稿²⁰⁾において、当抄を弘安5年とした。このことについて再度確認しておきたい。三大秘法抄には真蹟がなく、写本としては日朝本、本満寺本の他に1408-9年頃書写されたと見られる日隆本、1442年に書写された日親本があり、その他に大石寺14世日主が所持していた日時（大石寺第6世）本と伝えられるものが存在する²¹⁾。本満寺本、日隆本、日親本等は「弘安四年卯月八日」の日付けとなっているが、伝日時本のみ「弘安五年卯月八日」となっている。伝日時本はその後の研究により、日時の筆跡とは違うと判明したと

のことであるが、日主よりは遡るものであるから、日親本よりは古いと見られる。いずれの本においても本文には互いに入りがあり、内容的にいづれがオリジナルに近いか、という判定は困難である。しかしながら、もし<285>太田左衛門尉御返事が弘安4年の執筆であるとすれば、それは、三大秘法抄の半月後であったことになる。この太田抄には「当月十八日の御状同じき廿三日の午の刻に到来」とあり、三大秘法抄執筆より数えてわずか10日後の時点で記されたことになり、太田左衛門尉は、厄年を迎えて身心ともに思わしくない、という病状を訴える手紙を記したことになる。そこには重書であるはずの三大秘法抄を受領したことについては全く触れられておらず、不自然である。さらに、三大秘法抄にも太田氏の病気のことに触れられていない。こうした内容から判断すると、両抄が同年同月の執筆になったことは恐らくはあり得ない。よって、三大秘法抄の執筆年代は、弘安4年ではなく、前稿に述べた如く、弘安5年であったということになる。ただし、弘安4年の4月の時点で、病の故に筆が取れなかったという推測については誤りであり、改めなければならない。弘安4年は「二月 日」という日付で長文の<統37>新池御書があり²²⁾、3月18日には<402>上野殿御返事があり²³⁾、4月23日には前述のように太田左衛門尉御返事があり、5月26日に<405>八幡宮造営事があるのである。御本尊書写²⁴⁾についても、2月に2幅、3月に1幅、4月に3幅の御本尊が認められ、その後、8月まで空白がある。5月の月末頃より病状が悪化して、筆が取れなくなったと思われる²⁵⁾。が、4月の時点では、まづまづの状態であったと推測されるのである。なお、弘安5年については正月に3幅、4月に2幅、その後は6月に2幅が認められており、4月の時点は健康はある程度回復していたと見られる。

3 <159>大田殿許御書の系年

本抄の系年は、日通が弘安2年(1月24日)とするのを除けば、他は日諦以下すべて文永12年(=建治元年)としており、これが定説化している。しかしながら、この系年には疑問が残る。本抄本文の冒頭部には

抑モ俗諦・真諦ノ中ニハ勝負ヲ以テ詮ト為シ、世間・出世トモ甲乙ヲ以テ先ト為ス歟。

とあり²⁶⁾、仏法においても世法においても、決着をつけるべきことが肝要であると述べており、これは建治2年1月11日付け<205>清澄寺大衆中に

今年は殊に仏法の邪正をたださるべき年歟。

とある²⁷⁾ のと同じ文脈で捕らえられるからである。その背景として、清澄寺大衆中が記される直前に「真言師蜂起」という事態があった。その故に、ことに真言と法華経の勝劣に決着をつけるべき重要な時期である、という認識であり、本抄と清澄寺大衆中との間に共通性が見られる。しかも両抄の冒頭には共に

新春之御慶賀自他幸甚幸々々（新春の慶賀自他幸甚幸甚）

の語が記されているのである。両抄が同じ年の新春に記されたという印象を強くさせる言葉ではある。

次に、本抄の背景には、社会では蒙古の再度の襲来が懸念されており、これを密教の祈祷によって撃退しようとする動きが擡頭しつつあったことが窺われる。文永12年正月の時点では、蒙古よりいつ次の襲来があるかわからない状況ではあったが、建治2年になると、さらに人々の不安は募り、祈祷によって難を乗り切ろうとする動きが出て来たのも当然であろう。ことに建治2年という年を迎えて日蓮は、これを日本の歴史における源平の争いと承久の乱の歴史に照らし、密教による祈祷が祈祷者の敗北をもたらした史実を挙げて、歴史事象と法の正邪との関連について、これを世間に対して明らかにし行く闘いを展開しつつあった。そして慈覚・智証の両大師の理同事勝の義を指して「亡国の因縁・謗法の源初之に始まるか」と述べるのである。さらに本文には続けて

疑テ云ク、善無畏・金剛智・不空ノ三三藏、弘法・慈覚・智証ノ三大師、二経ヲ相対シテ勝負ヲ判スル之時、或ハ理同事勝、或ハ華嚴経ヨリ下ル等云云。

とある²⁸⁾。恐らくは弘法・慈覚・智証を「三大師」とする表現はこれが初めてであろう。建治2年6月以降に記された<236>破良観等御書には

三大師の義より事をこれり。問テ云ク、三大師の義如何。答テ云ク、弘法

(64)

等ノ三大師は其の義ことなれども、同シク法華經誹謗は一同なり。

とあり²⁹⁾、日本の仏教が謗法に傾く源泉が三大師にあったと述べている。本抄(大田殿許御書)は、そうした真言密教への本格的攻撃の開始を告げるものであった。ゆえに、本抄はその開始の年の冒頭を飾るにふさわしい内容であり、本抄を文永12年とするのでは早すぎると思われる。

以上の考察から、本抄の執筆は建治2年1月24日であったと見なされるのである

4 <170>曾谷入道殿許御書の系年

曾谷入道許御書は真筆が現存し、執筆年は記されず日付は「下春十日」となっている。本抄は、従来文永12年(3月10日)に系年されてきた。その理由は本抄が漢文体で記されていることから、読みを誤ったことによるとと思われる。即ち

以大集經文案之、前四箇度五百年、如仏記文、既令符合了。第五五百歳之一

事、豈唐捐。随当世為体、大日本国与大蒙古国鬪争合戦。相当第五々百歟。

とあり³⁰⁾、上記の下線部は古来「随って当世の体為る、大蒙古国と大日本国鬪争合戦す。第五の五百に相当するか」と読まれたようで、蒙古の襲来を過去の事実として記した表現と理解されていた。よって、蒙古襲来直後の3月10日ということで、文永12年とされ、近世以降、このことが疑われた形跡がない。しかしながら、もし文永の役の後の時点で記されたなら、かねてより予告していた他国侵逼難が現実となったのであるから、このことを「第五の五百歳に相当する歟」というように、敢えて断定を避ける控えめな言い回しをするのは不可解である。故に、これは他国侵逼が現実となる前の表現ではないかと疑ってみる必要があったのではないか。上記の内容を素直に読むならば、「大集經に説かれる五箇の五百歳のうちの前の四箇については、如来の未來記の文と悉く符合しているのであるから、第五の五百歳の一つだけが真実ではないという道理はない。現在の状況を見ても、まさに日本と蒙古とが鬪争合戦しようとしている。これこそが第五の五百歳の鬪争堅固に合致した様相ではないか。」という

内容で、相手側に判断をゆだね促す表現ではないか。また

国主持者ヲ誹謗セハ位ヲ失ヒ、臣民行者ヲ毀弊スレハ身ヲ滅ホス。一国ヲ
挙リテ用ヒ不レハ、定ンテ自他反逼出来セム可キ也。

とあり³¹⁾、もし日本の指導者たちがこのまま法華經の行者を用いなければ、必ず自らの身を滅ぼし、自界反逆の難に次いで他国侵逼の難が起こるであろう、との予告をしていることが明かであり、まだ他国侵逼の難は起きていない時点での警告であったことが分かるのである。本抄は、蒙古襲来を直近の事態とし、大集經によって再度予告しているところに歴史的な意義があるのである。従って、その執筆は文永の役よりも前でなければならず、文永10年か11年でなければならぬと思われる。

本抄の著述が従来の文永12年ではなく、文永10年の著述であった、ということは、本紀要の前号において、真蹟の花押の検討によって、小林正博氏が指摘している³²⁾。筆者も同意である。ただし、花押による判定では、バン字とポロン字のような決定的なメルクマールがない限り、1年くらいの誤差は有り得ると見なければならぬ。ここでは、本抄が文永10年に確定すべきことを補足し、小林氏の判定が正しいということ、重ねて論じておきたいと考える。

本抄が文永十年であるという決定的な論拠となるのは文永11年5月に著された法華取要抄末部の次の一節である³³⁾。

今年佐渡ノ国ノ土民、口（くちぐち）ニ云フ、今年正月廿三日ノ申ノ時ニ西
方ニ二ノ日出現ス。或ハ云ク三ノ日出現ス等云云。

これは文永11年正月に佐渡においてそれまで出現しなかった「二の日」が現れたという現象を記したものである。しかも、「或いは云う」とか「口々に云う」という表現からは、情報源が複数あったことが知られ、それは日蓮が佐渡在島中に得た情報であることが分かる。しかるに曾谷入道殿許御書末部には

今此国土ニ有ラ不ルハ二ノ日・二ノ月等ノ大難ナリ。

とあり³⁴⁾、本抄の執筆（浄書）が完了したその年の三月十日の時点では二の日（及び二の月）がまだ現れていなかったのである。

さらに、種種御振舞御書及び光日房御書によれば、文永11年には日蓮の佐渡

流罪の赦免状が3月8日の時点で届いている。もし、本抄が文永11年の著述であれば、執筆完了のわずか2日前のことである。そのことが本抄の本文（或いは追伸）に記されていないのは不自然である。よって、本抄の系年は、その前年の文永10年であることは疑いの余地がない³⁵⁾。

本抄には、大集経の五箇の五百歳の文が仏教史と照らし合わせて慎重に考察されたあとが窺われる。そして前述したように、前の4つ（解脱、禪定、読誦多聞、多造塔寺）の時代が実際の歴史の動きと符合することから、第五の鬪争堅固の時代についても、決してでたらめではないはずであり、まさに蒙古と日本との合戦が起ころうとしている現時こそが、末法鬪争堅固に時代に他ならない、と確認しているのである。文永10年が仏紀2, 222年になることは、当時の仏教者にとっては常識であったと思われるが、御書中に「仏滅後二千二百二十余年」と記される嚆矢は本抄である。以後、<199>観心本尊得意抄、<125>顕仏未来記、<126>土木殿御返事、文永12年の<281>経行証御書（本抄が文永12年の著述であったことについては後稿）、建治元年の<193>単衣抄、<法蓮抄>、同2年の<214>妙密上人御消息、同3年の<246>上野殿御返事、<256>日女御前御返事、<176>種種御振舞御書においてこの語が用いられるのである。

5 <339>曾谷殿御返事の再検討

曾谷殿御返事の日付けは、録内には「八月十一日」となっていて、年号はない。遺文録には「弘安二年己卯八月十一日」となっていて、年号の左に傍線が引かれている。その奥書に「泰堂云、此章平賀本首書ニ、入道トハ下総国野呂妙興寺開基、外護ノ大檀那トナレル曾谷四郎左衛門、法名道崇ト申人ノ事也。曾谷法蓮日礼ノ嫡子也。等記スルヨシ、原書ニイエリ」とある（27巻10b）。遺文録の編者小川泰堂が、平賀本を見たことは確かで、平賀本に年号が入っていたかは不明であるが、「弘安二年」でなかったことは確かで、「八月十一日」という日付けについては同じであったはずである。定本の脚注によれば、日朝本には日付けも年号も記されていないという。系年については、日通が建治2年とするのを除けば、日諦以降は弘安2年としている。一方、日付けについて

は、縮刷遺文において、突如「八月十七日」に改訂され、昭和定本はこれに従って「弘安二年（己卯）八月十七日」となっている。

系年について考察する前に、まずは日付けについて述べておきたい。縮刷遺文において、稲田海素が「八月十七日」に改めた理由は不明である。日朝本も平賀本も録内にもない「八月十七日」が採用されたとすれば、よほどの理由がなければならぬが、それら以上に信憑性の高い写本があったとも考えられない。よって、本稿では、日付けは録内（や平賀本）に従って「八月十一日」であったとして論を進めたい。

さて、系年については、遺文録の表記からは、日諦以降、弘安元2年とされてきた。本抄の末尾に

故大進阿闍梨の事なげかしく候へども、此又法華経ノ流布ノ出来すべきい
んえんにてや候らん。

とあり³⁶⁾、本抄の記されるより以前に大進阿闍梨が死去していたことがわかる。一方、この大進阿闍梨が死去したことを記す弘安元年または2年（9月15日）とされる<340>四条金吾殿御返事には

又大進阿闍梨の死去の事、末代のぎばいかでか此にすぐべきと、舌をふり
候なり。

とある³⁷⁾。<340>四条抄の系年については、日通が弘安2年としていたのを、日明が弘安元年とし、以後、日諦、高祖遺文録、縮刷遺文がこれを踏襲。その後、浅井要隣が、再度弘安2年とし、昭和定本がこれを踏襲し、岡元鍊城氏がさらにこれを支持したのである³⁸⁾。

しかしながら、浅井要隣が弘安2年に改訂したのは、実は誤解に基づく理由からであった。つまり、弘安2年10月1日付け<343>聖人御返事に

大進房が落馬等は法華経の罰のあらわるゝか。

とあり³⁹⁾、浅井氏はこの大進房と大進阿闍梨を同一人物と見て、彼が落馬によって弘安2年の9月15日の時点では既に死んでいた、と理解した⁴⁰⁾。両抄（<340>と<343>）が同じ年の同じ時期のものであると見たのである。ところが、その後の研究により、大進阿闍梨と大進房とは別人物であることが判明した⁴¹⁾。

しかるに岡元鍊城氏は、別の理由から、〈340〉四條抄を弘安2年とする説を採ったのである⁴²⁾。しかしながら、同抄が弘安2年であるということの論証は完全とは言えず、実際は弘安元年9月の執筆であったと見られるのである(詳細は次稿)。

そうすると、「故大進阿闍梨」とあることをもって〈339〉曾谷殿御返事を弘安2年に系年しなければならない、という理由も解消することになるのである。そこで、改めて〈339〉曾谷抄の系年を考察しておく。

まず、本抄中には釈摩訶衍論⁴³⁾を出典とする「白馬のいななき」の故事が記されている。同じ内容が記されている消息が他に2篇あり、共に弘安3年の著述と確定する8月14日づけの〈376〉内房女房御返事と10月24日づけの〈388〉上野殿母前御返事である。このうち〈376〉内房抄は本満寺本が最古の写本であり、そこには、白馬が突如失踪したために、その白馬を見て鳴く白鳥たちが鳴かなくなった。そのために、白鳥の鳴き声を聞いて生命力を得ていた輪陀王が弱ってしまう。これを救ったのが馬鳴菩薩であり、彼の祈りによって白馬が戻ってきた。その白馬の姿を見て、白鳥が一斉に鳴き、その声を聞いて王の生命力が回復した、という話である。この話は、今日見られる釈摩訶衍論の内容と一致している⁴⁴⁾。

次に、〈388〉上野殿母尼御前御返事及び〈339〉曾谷殿御返事では、白馬と白鳥の位置が本満寺本内房抄とは逆になっている。つまり、輪陀王は白馬の嘶きを糧としていたが、白鳥がいなくなったために、その白鳥を見て嘶いていた白馬が嘶かなくなり、白鳥が舞い戻ったので白馬が嘶いて輪陀王が蘇った、というストーリーに変わっているのである。これはどういうことか。詳しくは別稿⁴⁵⁾を用意しているので、結論のみ記すと、以下の如くである。内房抄のオリジナルの内容を伝えるのが本満寺本であり、〈388〉上野母抄は釈摩訶衍論の内容を改訂したことになるのである。そして〈339〉曾谷抄においても、この上野母抄と同じストーリーであり、釈摩訶衍論を改訂した内容となっているのである。

ここで、通説通り〈339〉曾谷抄が弘安2年(またはそれ以前)に著されたとす

ると、3抄の執筆順と経過は以下の如くなる。即ち、まずこの曾谷抄が最初に書かれ、その後、弘安3年8月になって、それを改めて釈摩訶衍論の記述に合わせたのが内房抄であり、その2ヶ月後に、再度曾谷抄の通り直したのが上野母抄であったことになる。しかし、そのような複雑な経過があったと理解するのは困難である。実際は、もっとシンプルな経過であったと思われ、筆者の推測するところは以下の通りである。

即ち、三抄の内、最初に書かれたのは内房抄であり、これに次ぐのが曾谷抄と上野母抄であったと推測されるのである。つまり、曾谷抄の執筆は弘安2年ではなく、同4年の8月11日に記されたものであり、内房抄執筆の1年後であったと見られるのである。そうすると、上野母抄は曾谷抄の内容を踏襲していることが矛盾なく理解されるのである。その事を検証する。

さて、<339>曾谷抄には

今日本国の人々四十九億九万四千八百二十八人の男女、人々ことなれども同じく一の三毒なり。(中略)日本国の三千一百三十二社の大小のじんぎ(神祇)は過去の輪陀王のごとし。

とある⁴⁶⁾。本抄が弘安4年8月のものであるとするなら、年代の確かな御書の中で、日本の人口が記されたのは、弘安3年1月27日付け<360>秋元御書に

人数ハ四十九億八万九千六百五十八人也。神社ハ三千一百三十二社、寺ハ一万一千三十七所。

とある⁴⁷⁾のが最初であったことになる。これは、直前の弘安2年12月から翌3年1月にかけて得た情報に基づく記述であった。曾谷抄には寺の数は記されないが、人口と神社の数とが記されている。日本の人口について記す年代の確かな御書としては、弘安3年2月の著述と見られる<327>日眼女造立釈迦仏供養事には「四十九億八万九千六百五十八人」、同5月と見られる<332>新池殿御消息、12月の<395>諫暁八幡抄には「四十九億九万四千八百二十八人」とあり、秋元御書や日眼女抄のように「四十九億八万九千六百五十八人」という数字に戻ることはなかった。従って、本抄（曾谷殿御返事）が秋元御書より前に記されたとは考え難い。よって、本抄の執筆時は弘安3年以降でなければならぬ

(70)

である。

なお、日付けについては、本抄が8月17日付けであったとすれば、弘安3年の著述であるという可能性もゼロとは言えないであろう。しかしながら、その場合、本抄は内房抄のわずか3日後に記されたことになる。そこに書かれた輪陀王の故事を改め、白馬と白鳥の関係を入れ替えて記し、そしてあの長文の曾谷抄を書き上げるということは、まず不可能と言える。よって、本抄の執筆が弘安3年8月17であったという線は消えるであろう。しかし、弘安4年であれば、8月17日もあり得ないことではない。いずれにしても、弘安4年という系年は動かないと思われる。

ここで、人口や寺社数の問題に付随して、〈68〉六郎恒長御消息及び〈図16〉真言七重勝劣事の系年を併せて検討する。

〈68〉六郎恒長御消息

まず、高祖遺文録以来、文永元年9月の著述とされる〈68〉六郎恒長御消息の系年である。小川泰堂が本抄を文永元年としたのは本満寺本に「文永元年九月日」とあるのに基づいていると思われるが、その論拠は、恐らく冒頭部に「念仏無間地獄と云う義に二つ有り」とあるところから、念仏批判に重心が置かれていた初期のものとの理解から来ていると思われる。しかしながら、その末部には

日本国の四十九億九万四千八百二十八人の男女、各父母有りといへども、其詮を尋れば教主釈尊の御子也。三千余社の大小の神祇も釈尊の御子息也。全ク阿弥陀ノ子ニハ非ス也。

とある⁴⁸⁾。ここにある「四十九億」余という人口も、三千余社という神社の数も、弘安3年以降の認識に基づくものと思われる。本抄が偽作ではなく、また後世の者の書き込みもなかったとするならば、本抄の執筆も弘安3年以降とするしかない。9月という月が確かであるなら、弘安5年は身延の地を發つ時期であり、執筆時としては除外される。よって、本抄の系年は弘安3又は4年となる。弘安4年であれば、9月といえば弘安の役の直後であり、そのことが触

れられていない本抄は弘安3年である蓋然性が高い。

なお、身延期においては、日蓮の諸宗批判は真言へと重心を移していたが、波木井氏の仏法に対する理解が初歩的などところに止まっていたという可能性が考えられ、その故に弘安3～4年においても、このような念仏への破折が必要であったのではないか。日蓮没後、日興から批判を受ける「九品念仏の道場」の造立という行為の淵源も、実にこうしたところに見ることができるのではなからうか。

<図16>真言七重勝劣事

次に、文永7年の著述とされる<図16>真言七重勝劣事の系年に触れておく。本図には「天台宗ニ帰伏スル人人ニ四句有り」が記されており⁴⁹⁾、第3の「身移りて心移らず」のところに慈覚と共に智証があげられていることから、文永10年以降であることは確かである。もう一つの特色としては第2の「心移りて身移らず」のところに法蔵が入れられており、第1のグループ「身心俱に移る」に入れられた澄観と区別されている。曾谷入道殿許御書等では法蔵と澄観とが同等に扱われている⁵⁰⁾のと異なるところである。さて、本抄末尾には

天照太神を一ノ座ト為シ、八幡大菩薩ヲ第二ノ座ト為ス。是より已下の神は三千二百三十二社也。

とある⁵¹⁾。上に見たように、神社の数が出てくるのも弘安3年以降である。故に本図を表したのも弘安3年又は4年と見られよう。この部分は後世の者が書き入れたという可能性もなくはないが、それであれば曾谷抄等によって「三千一百三十二」と正しく表記すると思われる。恐らくは書写の誤りと考えられるが、かえてこのことが、本図の執筆時判定に役立つと思われるのである。なお、本図末部に「慈覚の御時叡山は真言になる。」という表現があり⁵²⁾、これが最晩年における叡山の天台宗の評価であったことになる。秋元御書と同日（1月27日）に記された慈覚大師事の直後の頃の著述と思われる。

6 <171>曾谷入道殿御返事

本抄は日朝本には「文永十一年三月 日」とある⁵³⁾が、本満寺本及び刊本録外には「文永十二年三月日」となっている。このことから、本抄を文永12年に系年することに関しての異説は見られない。しかしながら、どうしてもこのままでは解けない疑問がある。それは、以下のようなものである。即ち本文冒頭に

方便品の長行書進シ候。先に進じ候し自我偈に相副て読ミたまふべし。此経の文字は皆悉ク生身妙覚の御仏也。

とある⁵⁴⁾。しかるに<199>観心本尊得意抄には

教信ノ御房、観心本尊抄ノ未得等ノ文字ニ付テ、迹門をよまじと疑心の候なる事、不相伝の僻見にて候歟。去ル文永年中仁此書の相伝は整足して貴辺に奉り候しが、其通りを以テ御教訓有ル可ク候。

とある⁵⁵⁾。観心本尊得意抄の方が後から記されたとするならば、日蓮から直接方便品を授与され、しかも寿量品の自我偈に添えて読むようにと指導を受けた曾谷教信が、後になって「迹門を読まじ」と疑問を持ったということになるが、そのようなことが考えられるであろうか。彼は日蓮に敵対したという事実は知られていない。日蓮が方便品を与えたのは、当然のことながら、「迹門を読まじ」とする「僻見」を改めた後でなければならぬのではないか？ これが解けなかった疑問である。

さて、前掲の観心本尊得意抄には「去ル文永年中仁此書の相伝は整足して貴辺に奉り候しが、其通りを以て御教訓有ル可ク候。」という表現がある⁵⁶⁾。「此書の相伝」が何を指すか不明であるが、通説によればそれを贈ったのは文永11年か12年のはずである。文永12年は4月で改元されて建治となる。それを「去ル文永年中に」と表現している。その時点は、文永からは少なくとも1年以上隔てた年であったと判断される。年号が変わったその年(建治元年)に同年の4月以前のことを「去ル文永年中に」とすることは考え難い⁵⁷⁾。よって、得意抄は建治2年以降に記された可能性が大である。とするならば、得意抄にいう

「教信」が曾谷氏である限り、本抄はその得意抄よりさらに後に記されたとしか考え難いのである。得意抄の追伸には

帥殿ノ物りしは、下総に目連樹と云フ木の候よし申し候し。

とある⁵⁸⁾。これは木蓮樹をまだ見ていない伝聞の記述である。一方、三宝寺本に「建治三年丁丑九月九日」と日付の記される<261>松野殿御返事には

追テ申し候。目連樹十両計リ給ハリ候べく候

とある⁵⁹⁾。これは目連樹を既知の物とする記述であり、故に、得意抄は、この松野抄より前に記されたものであることが知られる。前述の建治2年以降であるという条件を合わせると、建治2年（11月23日）となるのである⁶⁰⁾。

以上の考察からは、観心本尊得意抄が著された建治2年の11月23日の時点で曾谷教信が迹門不読という見解を懐いていたことが確認されるのである。これに対して、日蓮の指示通り、富木常忍を通じて彼の懐いた疑問は解消せしめられたと思われる。だからこそ、その上で、曾谷氏に方便品を贈り、読誦するようにと激励し、その時に記されたのが本抄であったと思われるのである。従って、本抄は建治2年（11月）より後でなかなければならず、それはその翌年の建治3年以降となる。本満寺本及び刊本録外に「建治三年丁丑霜月二十八日」と日付のある<267>曾谷入道殿御返事には

妙法蓮華経一部一卷 小字経 御供養のために御布施に小袖 二重・鶯目 十貫・並ニ扇百本

とあり⁶¹⁾、<171>曾谷入道殿御返事の著述は、小字経の法華経の供養がなされたこの建治3年11月よりも前であったと考えられる。よって、本抄の執筆は建治3年の3月であったことになる⁶²⁾。本抄中に

唯相構ヘテ相構ヘテ異念無ク一心に靈山浄土を期せらるべし。心の師とはなるとも心を師とせざれとは六波羅蜜経の文ぞかし。

とあり⁶³⁾、日蓮は増上慢となりがちな彼を厳しく叱咤し、その上でこのように激励したと理解されるのである。

7 <430> 蕙三枚御書の再検討

本抄は、真蹟があり（大石寺蔵）、最晩年の筆跡であることは分かるのであるが、後半が欠けているために、花押は見るができない。本抄の冒頭部に

抑モ三月一日より四日にいたるまでの御あそびに、こころなぐさみてやせやまいもなをり、虎とるばかりをぼへ候上、此御わかめ給ヒて師子にのりぬべくをぼへ候。

とある⁶⁴⁾。上記の「御あそび」を岡元鍊城氏等の解釈⁶⁵⁾によって、筆者も身延の地から外へ出るという意に解した。弘安4年12月の<418>上野殿母御前御返事には

去ヌル文永十一年六月十七日この山に入り候て今年十二月八日にいたるまで、此の山出ツル事一步も候はず。ただし、八年が間やせやまいと申し、とすと申し、としどしに身ゆわく（後略）

とある⁶⁶⁾。前稿では、弘安4年12月の時点で八年にわたり身延の地を出ていないのであるから、蕙三枚御書はその翌年の弘安5年としたものである。しかしながら、「御あそび」が身延の地から離れることであるとする証拠はない。若干外を出歩いたということであったとするならば、弘安5年説は論拠を失うこととなる。

そこで、系年の再考察の手がかりとして、日蓮の健康状態について検討してみる。本抄が書かれた3月初旬の時点では、一時的とはいえ、健康はかなり回復したことが、文面からは明かであり、これにふさわしい年を探りたい。かつては弘安2年（2月17日）に系年されていた<401>棧敷女房御返事の末尾に

あらあら申すべく候へども、身にいたはる事候間、こまかならず候。

とある⁶⁸⁾（『集成』5-42-3）。宮崎英修氏はこれを弘安4年と改めたが、さらに後に5年と改めた。署名の蓮の字にしんじょうの最後の筆がV字型になっているのはこの時期の特色であるからだ。これは妥当な見解と承認できる。弘安5年の2月末は、日蓮の健康状態が良くなかったことがこれによって確かめられるのである。「身にいたはる事候」というのは控えめな表現ではあるが、かなり大変

な状況であったと推察される⁶⁹⁾。さらに、『真蹟集成』10巻の御本尊集によれば、弘安5年は前述の御本尊書写の点からも2～3月は病状はより深刻だったことが知られ、この時期の健康状態は、とても莚三枚御書にいう「虎をとるばかり」といえる状況ではなかった。

一方、弘安4年であれば、2月には2幅、3月には1幅、4月には3幅の御本尊が認められており、健康状態はある程度良好で、3月以降も引き続き良好であったと推測される。故に、弘安4年こそが、本抄の執筆時としてふさわしい。

なお、姉咲崎正治氏は弘安元年に系年した⁷⁰⁾が、弘安元年は、3、4月と、病状は悪化して行く時期であって、本抄執筆時としてはふさわしくないのである⁷¹⁾。

以上の考察によって、<430>莚三枚御書は弘安4年の3月初旬の執筆であったことが知られるのである。前稿を改めたい。

むすび

本稿での考察により、確認または改訂されるべき御書の系年は以下の如くである。※を付した御書は再考察または確認であり、<>の後の数字は創価学会版御書の頁数を示す。

- * <370>1005 太田殿女房御返事→弘安3年（7月2日）
- <285>1014 太田左衛門尉御返事→弘安4年（4月23日）
- * <403>1021 三大秘法稟承事→弘安5年（4月8日）
- <159>1002 太田殿許御書→建治2年（1月24日）
- <170>1026 曾谷入道許御書→文永10年（3月10日）
- * <339>1059 曾谷殿御返事→弘安4年（8月11日または17日）
- <68>1368 六郎恒長御消息→弘安3年（9月日）
- <図16>128 真言七重勝劣事→弘安3年頃
- <171>1025 曾谷入道殿御返事→建治3年（3月）
- * <430>1587 莚三枚御書→弘安4年（3月）

注

- 1) 拙稿「御書に系年研究（その3）——身延期における「けちち」について——」（東洋哲学研究所紀要23、2007）
- 2) 拙稿「御書に系年研究（その1）——弘安年間の諸事象について——」（東洋哲学研究所紀要21、2005）
- 3) 注(1)に同じ
- 4) 小林正博「日蓮文書の研究（3）」（東洋哲学研究所紀要22、2007）
- 5) p 1549、定 p 1531。引用の後の頁数は創価学会版『日蓮大聖人御書全集』、定は『昭和定本 日蓮聖人遺文』のものを示す。
- 6) これが南条夫人宛てであったかどうかは疑わしい
- 7) p 1547、定 p 1504
- 8) p 1552、定 p 1596
- 9) p 1550、定 p 1534
- 10) p 1551、定 p 1572
- 11) p 1015、定 p 1497
- 12) p 1015、定 p 1497
- 13) p 989、定 p 1649
- 14) pp1011-2、定 p 1118
- 15) p 1000、定 p 507
- 16) p 987、定 p 1647
- 17) 拙稿「御書の系年研究（その2）」（東洋哲学研究所紀要21、2006）を参照。
- 18) p 370、定 p 1580
- 19) p 1010、定 p 1116
- 20) 注2）に同じ
- 21) 岩波書店、日本思想体系『日蓮』の三大秘法抄等を参照
- 22) 新池御書が弘安4年であったことは拙稿（その2）を参照
- 23) 本抄には南条氏の弟五郎の死のことが記してあり、弘安4年に確定する。
- 24) 『集成』10巻の御本尊集を参照
- 25) 拙稿「身延期における日蓮の病状について」（印度学仏教学研究56巻2号、2008）を参照。
- 26) p 1002、定 P 852
- 27) P 893、定 P 1133
- 28) pp1002-3、定 pp852-3
- 29) P 1290、定 P 1280
- 30) p 1037、定 pp908-9、『集成』1巻38頁
- 31) p 1039、定 p 911
- 32) 小林氏注4）論文

- 33) p 336、定 p 816
- 34) p 1039、定 p 911
- 35) 文永11年であれば法華取要抄の執筆時と極めて近いことになる。両抄には共通する内容がある。例えば名馬を見分けた九包埋の故事が記され、真蹟によると、曾谷抄には「九苞淵（九方埋）」と記されているが、法華取要抄では「苞」のくさかんむりがなく、「九包淵」となっている。法華取要抄は佐渡で草稿が作られていた可能性も考えられ、もし曾谷抄が文永11年の著述であれば、両抄はほとんど同時期の御書であることになる。このように近接した時期の漢字表現に違いがあるということは考え難い。両抄の間に一年以上の間隔があれば、その違いは充分に有り得るといえるであろう。
- 36) p 1065、定 p 1664
- 37) p 1182、定 p 1668
- 38) 岡元鍊城氏『日蓮聖人遺文研究』第一巻、1992、IV章「日蓮聖人遺文系年考くその3」——『兩人御中御書』——注25)に「大進阿闍梨死亡初見の書として依用する」と述べるが、それは、<339>曾谷殿御返事及び<385>が共に弘安2年の書であることを前提にしての依用であって、曾谷入道御返事が弘安2年でなかったとすれば、その論は再考しなければならない。
- 39) p 1190、定 p 1673
- 40) 『昭和新修日蓮聖人遺文全集』別巻 p 309に「この書を弘安元年に系けたのは、「日諦目録」及び「年譜攷異」の説に従った小川泰堂居士であって(中略)熱原事件が弘安二年であり、その四月若しくは八月の暴挙に大進房が参加して、狼藉を働いた事実がある以上、この書の弘安元年説を訂正すべきは当然である。而して大進房の死去の事実を中心に、書御書と照応して考へて、弘安二年の九月説を取るべきであらうと思ふ」とある。
- 41) 山中喜八「稟権出界抄の系年について」（大崎学報112号）及び岡元鍊城『日蓮聖人遺文研究』第三巻、1996、p 149以下を参照。
- 42) 注38)を参照。岡元氏は<340>四条抄とく曾谷抄>が共に元年であることを前提として、弘安2年の時点で「故大進阿闍梨の坊(中略)今に人も住せずなど候なるはいかなる事ぞ」と述べるのが、熱原法難という緊急事態だからこそ弟子達を叱責して、(8月頃死亡した)故大進阿闍梨の居住坊の事後処理を同年10月の時点で急がせたのだと理解した。
- 43) 大正蔵32巻pp594-5
- 44) ただし、高祖遺文録以降、白馬と白鳥とが入れ替わっている。
- 45) 『『釈摩訶衍論』に説かれる輪陀王の説話の展開——続・日蓮文書の系年研究——』（愛媛大学人文学会論叢10、2008）を参照されたい。
- 46) pp1064-5、定 p 1663
- 47) p 1072、定 p 1731

(78)

- 48) p 1369、定 p 442
- 49) p 131、定 p 2316
- 50) p 1028、定 p 898
- 51) p 133、定 p 2318
- 52) 前注に同じ
- 53) 定本 p 913の脚注
- 54) p 1025、定 p 912
- 55) p 972、定 pp 1119-20
- 56) p 972、定 p 1120
- 57) 「去る文永の頃」という表現なら建治元年の表現としてあり得るが、「去る文永年中」とあれば、その年は越えていなければならない。
- 58) p 973、定 p 1121
- 59) p 1388、定 p 1390
- 60) 観心本尊得意抄の系年については、道場神守護事の系年と関連するので、拙稿「日蓮文書の系年研究——道場神守護事、法蓮抄、九郎太郎殿御返事について——」(愛媛大学人文学論叢)を参照されたい。
- 61) p 1057、定 p 1407
- 62) 建治2年11月の観心本尊得意抄に「心地違例して候程に」とあるように、この後日蓮の体調は優れなかった。建治2年9月より同3年1月まで、御本尊の書写が見られないのはその故と思われる。曾谷氏のことを心配した日蓮は、自身の病状が回復して間もなく、<171>曾谷入道殿御書を認めたのであろう。
- 63) p 1025、定 p 912
- 64) p 1587、定 p 1913
- 65) 岡元鍊城『日蓮聖人遺文研究』第三卷、IV章「日蓮聖人書簡『蓮三枚御書』研究近業批判」を参照
- 66) p 1583、定 p 1896
- 67) 立正安国会編『日蓮聖人真蹟集成』(大蔵出版)
- 68) P 1232、定1860、『集成』5-42-3
- 69) 建治4年2月28日付け<277>始聞仏乘義には「病身為るの故に委細ならず」と記したときもかなり大変な時期であった。
- 70) 姉崎正治「蓮三枚御書の年代について」(法華18巻-11号、1931)
- 71) 注25) に同じ

(わかえ けんぞう・委嘱研究員)

A Chronological Study of Nichiren's Writings (4): Letters to Ota and Letters to Soya

Kenzo Wakae

In this study, I corrected that ①“*Reply to Ota* (1005)” was written in the 3rd of Koan (1280), not the 1st of Koan. ②“*On three Seating Mats* (1587)” was written in the 4th of Koan (1281) not the 5th of Koan.

And I proved that ①“*Reply to Ota Saemon-no-jou* (1014)” was written in the 4th of Koan (1281), not the 1st of Koan. ②“*On the Relative Superiority of the Tendai and True Word Schools* (1002)” written in the 2nd of Kenji (1276), not the 12th of Bun'ei. ③“*On the Five Guides for Propagation* (1026)” was written in the 10th of Bun'ei (1272), not 12th of Bun'ei. ④“*King Rinda* (1059)” was written in the 4th of Koan (1280), not the 2nd of Koan. ⑤“*Reply to the Lay Priest Soya* (1025)” was written in the 3rd of Kenji (1277), not the 12th of Bun'ei.

And I confirmed that “*On the Receiving of the Tree Great Secret Laws* (1021)” was written in the 5th of Koan (1282).